平成２８年（フ）第４６３号
千葉県流山市前ケ崎619番地
破産者　松川　秋子（旧姓開沼）
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２７号
千葉県柏市篠籠田669番地３
破産者　鈴木　伸子
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６４３号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町12番地の５
破産者　有限会社柳運輸
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６４４号
千葉県松戸市三矢小台３丁目19番地の９　藪崎ビル102号
破産者　柳　　義郎
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４２１号
東京都豊島区駒込１丁目41番14号
破産者　日本機器製造株式会社
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０９号
岐阜県瑞穂市野田新田4153番地の８
破産者　ジャスト株式会社
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５１号
滋賀県彦根市後三条町466番地１（205号）、前住所滋賀県彦根市大藪町274番地77
破産者　野瀬　利洋
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４０１１号
大阪府東大阪市岩田町１丁目12番17号
破産者　有限会社徳田製作所
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９９号
大阪府吹田市垂水町３丁目24番１号　シンプレス江坂
破産者　株式会社コスモトラベルサービス
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７０号
大阪市都島区高倉町２丁目４番16号
破産者　協和衣料株式会社
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８１号
大阪府豊能郡豊能町新光風台２丁目13番地の２
破産者　株式会社大忠
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２９３号
大阪市生野区桃谷３丁目13番２号
破産者　ＹＫ通信株式会社
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２号
堺市南区野々井178番６号、旧本店所在地大阪府和泉市テクノステージ３丁目10番25号
破産者　株式会社ＲＲＳ
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８７０号
東京都江戸川区中葛西１丁目21－２－506
破産者　坂本　国之
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０６２号
東京都大田区西糀谷１丁目27―11　第２おますや荘101
破産者　大庭　雅博
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８１号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目12番９号ＮＩビル３階
破産者　ＡＩＡ株式会社
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８２号
東京都墨田区江東橋５丁目２―23―302
破産者　梅村　和哉
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３９号
東京都羽村市羽西１丁目21番10号
破産者　田村　禎美
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
富山市五福3393番地
破産者　株式会社サンライズ21
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
兵庫県明石市大道町１丁目16番１号
破産者　株式会社リード
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
岡山市南区奥迫川30番地
破産者　西中　信幸
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部